

大阪市公告第33号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の4第3項の規定により衛生検査所を廃止したものは、次のとおりである。

令和6年5月27日

大阪市長 横山 英 幸

登録番号	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	衛生検査所の名称及び所在地	検体検査の業務の内容
大第52号	株式会社 鳳凰 大阪市生野区生野西 4丁目14番4号	株式会社 鳳凰 は くたく検査センター 大阪市生野区生野西 4丁目14番4号	遺伝子関連・ 染色体検査 （病原体核酸検査） <特記事項> 令和2年3月5日付け医政 発0305第1号厚生労働 省医政局通知に基づく臨時 的な条件付き開設のため、新 型コロナウイルス感染症に 係る病原体核酸検査のみの 取扱いとする。
登録抹消年月日		令和6年3月31日	

（健康局保健所保健医療対策課）